

## 浜松市墓地等に関する許可事務取扱要領

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく許可等の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図る。

### 第1 共通事項

#### 1 市との事前協議について

(1) 墓地等の経営又は変更の許可を申請しようとする者は、事前に保健所生活衛生課又は保健所浜北支所の指導を受けた上、計画地に隣接する土地の所有者等に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めること。

なお、指導にあつては、「墓地計画標準」(昭和34年5月建設省建設事務次官通知)及び「墓地経営・管理の指針等について」(生衛発第1764号平成12年12月6日厚生省生活衛生局長通知)を参考にする。ただし、「一墓所の面積は4㎡以上とする」は適用しないものとする。

(2) 墓地の経営許可申請及び変更許可申請は、工事着手前に行い、許可を受けた後に工事に着手すること。

(3) 納骨堂及び火葬場の経営許可申請は、工事完成後に行うこと。

(4) 墓地等の経営許可申請及び変更許可申請を行うにあたり、他法令の許認可等を要する場合は、原則として申請前に他法令の許認可等を受けること。

(5) 墓地のうち墳墓部分は、申請前に分筆し、確定すること。

(6) 宗教法人等が管理する墓地区域内に市有地がある場合、市有地部分は市営墓地として別扱いとする。

(7) 寺院の本堂、庫裡等は、墓地の区域及び納骨堂の区域又は施設に含まないものとする。

(8) 墓地又は納骨堂の募集は、墓地にあつては工事完了確認後、納骨堂にあつては許可後に行うように指導する。

#### 2 周辺住民等への事前説明について

##### (1) 計画標識の設置

計画標識に係る事前指導については、申請しようとする者に対し事前に次に掲げる事項を指導する。

ア 事前に地元自治会に説明しておくこと。

イ 地元説明会の開催予定日から30日以上前に設置をし、工事完了検査確認通知書の交付を受けるまで設置し続けること。

ウ 墓地等の計画地内で公衆道路に接する場所等、外部から見やすい場所に設置すること。ただし、これにより難しい場合は市長と協議をし、市長が認める場所に設置することができるものとする。

エ 標識には申請しようとする墓地等に関する以下の内容を掲示すること。ただし、許可年月日及び工事予定期間は許可後に追記すること。

- (ア) 墓地等の名称
- (イ) 墓地等の所在地
- (ウ) 計画概要（面積、区画数、駐車場台数、構造等）
- (エ) 経営主体の氏名（名称及び代表者）
- (オ) 経営主体の住所（所在地）
- (カ) 計画についての問い合わせ先（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）
- (キ) 標識設置年月日
- (ク) 許可年月日
- (ケ) 工事予定期間

オ 標識の大きさは縦90cm以上、横60cm以上とし、風雨等で容易に破損又は倒壊しないようにするとともに、記載内容が不鮮明にならないようにすること。

カ 許可を受ける前に、墓地等の許可を受けたと誤解を与える表現を用いないこと。

## (2) 地元説明会の実施

地元説明会に係る事前指導については、申請しようとする者に対し事前に次に掲げる事項を指導する。

ア 計画標識設置から30日以上経過した後に実施すること。ただし、標識の掲示内容を大幅に変更した場合は、その時点から30日以上経過した後に実施すること。

イ 日程及び場所は地元自治会と調整し、複数回実施すること。また、土曜日や日曜日を最低1回は含める等、時間と場所を配慮し、多くの出席者が見込めるようにすること。

ウ 計画地の境界線から水平距離が100m以内の土地、建物の所有者及び住民並びに地元自治会等の代表者を対象として実施すること。また、対象者には少なくとも説明会開催の10日前までに通知すること。

エ 申請しようとする墓地等に関する以下の内容を説明すること。

- (ア) 墓地等の名称
- (イ) 墓地等の所在地
- (ウ) 計画概要（面積、区画数、駐車場台数、構造等）
- (エ) 墓地等の維持管理及び運営方法
- (オ) 経営主体の氏名（名称及び代表者）
- (カ) 経営主体の住所（所在地）
- (キ) 工事予定期間
- (ク) 工事の方法及び安全対策の概要

オ 墓地等の許可申請は、最終の説明会実施日から30日間以上の期間を設け、住

民等から意見の申出があった際は、その対応策について十分協議をすること。

(3) 隣接土地の所有者等の同意

同意に係る事前指導については、申請しようとする者に対し事前に次に掲げるもの（以下「隣接土地所有者等」という。）から書面による同意を得るよう指導する。

ア 隣接土地の所有者（幅員が5 m未満の公道、水路等を挟む土地も隣接土地とみなす。）

イ 地元自治会

3 無許可の取扱について

- (1) 墓地の区域拡張の変更許可申請時に従前の無許可区域が発見された時、まず無許可区域の申請をして許可後に改めて増加区域の申請をすることを原則とする。
- (2) 無許可納骨堂については、遺骨を祭祀者に返し、無縁は本堂に仮安置するなど原状回復させた後、環境衛生監視員が現地確認した上、写真を添付して申請することを原則とする。

第2 許可区分

1 新規経営許可

- (1) 既に許可を得ている墓地の規模（以下「経営許可規模」という。）と同規模以上の拡張又は増設をする場合には、新規の経営として取り扱い、廃止許可申請と経営許可申請を同時に行うものとする。この場合、改葬を必要としないときは、「改葬済みであることを証する書類」の添付は省略する。  
また、既に許可を有している部分の敷地の登記事項証明書、公図の写し及び求積図は、許可書の写しを添付することにより省略することができるものとする。なお、隣接土地所有者等の同意については、変更許可申請に準じて扱うものとする。
- (2) 既に許可を受けた墓地等と新たに経営しようとする墓地等の管理区域が異なる等、その一体性が認められない場合には、新規の経営として取り扱うものとする。
- (3) 火葬場の経営許可に際しては、都市計画法第19条の規定による都市計画の決定又は建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可を確認した上取り扱うものとする。
- (4) 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設（駐車場、管理事務所、休憩所、ごみ処理設備及び便所等）は墓地等と同一敷地にある又は管理上一体の施設と認められる場所にあることとする。
- (5) 墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設とは次のとおりとする。  
ア 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設の敷地が墓地等の敷地と直接接する場合のほか、これら敷地が道路、水路等のために直接接していなくても、工作物によって有機的につながりが確保されている等、機能上一体であると判断できる場合にあっては、管理上一体の施設とみなすものとする。

イ 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設が墓地等を管理運営するために同一敷地に設けられ、かつ、墓地等に見合った規模である場合は、管理上一体の施設とみなすものとする。

## 2 変更許可

- (1) 既に許可を受けている墓地のうち墳墓の区画部分については、分筆され墓地登記されていること。
- (2) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬した後に行うこと。
- (3) 変更許可申請にあたり、「浜松市墓地、埋葬等に関する規則(平成8年3月29日付け浜松市規則第56号)」施行前に既に許可された墓地の区域については設置場所及び構造設備の基準は適用しないものとする。また、納骨堂及び火葬場の区域又は施設については、それらを変更する場合を除き、設置場所及び構造設備の基準は適用しないものとする。
- (4) その他については、経営許可申請に準じて取り扱うものとする。
- (5) 墓地の一部を減少する場合は、変更許可として取り扱うものとする。
- (6) 納骨堂又は火葬場にあっては、その敷地の拡張若しくは施設の増設又はその一部の廃止により当該施設の機能に変更を生ずる場合は、変更許可として取り扱うものとする。
- (7) 火葬場の変更許可に際しては、都市計画法第21条の規定による都市計画の変更又は建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可を確認した上取り扱うものとする。
- (8) 墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められるとして墓地等の区域又は施設に含めて許可した墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設を増設又はその一部を廃止する場合は、変更許可として取り扱うものとする。
- (9) 経営者の住所、名称変更等については住所等変更届により扱うが、この場合、添付された法人の登記事項証明書等で内容を確認する。なお、宗教法人にあっては、必要に応じて、変更内容を静岡県庁の宗教法人法所管課に照会することとする。

## 3 廃止許可

- (1) 法第10条の規定による経営又は変更の許可を受けている者及び法第11条又は第26条の規定による経営又は変更の許可を受けたとみなされる者が行う墓地等の廃止を許可の対象とする。
- (2) 墓地又は納骨堂の廃止許可申請は、改葬した後に行うこと。  
ただし、第2の1(1)の規定により、経営許可と同時に進行廃止については、この限りでない。
- (3) 個人墓地の廃止にあっては、先祖より相続してその墓地を使用していた者が申請するものとし、現在の土地所有者と申請しようとする者が異なる場合は、土地所有者の承諾を得ること。

土地が未相続で相続人が複数存在する場合の申請は、代表者を定めて申請者とし、その他の相続人からは、墓地廃止の手続きに関する委任状を添付すること。このときは、相続権者を証明できる書類を添付すること。

- (4) 個人墓地の区域の減少（一部廃止）にあつては、分筆し、減少部分のみの廃止許可申請をすること。残りの部分については、不問とする。また減少部分の墳墓の改葬先は、残りの個人墓地部分には認めないものとする。

#### 4 みなし許可

##### (1) 都市計画事業によるみなし許可

都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条の認可・承認をもって法律に基づく許可があつたものとみなされるが、墓地又は火葬場の許可基準又は廃止基準に適合するよう事前に当該事業課等との間で整合を図るものとする。

##### (2) 土地区画整理事業によるみなし許可

土地区画整理事業として施行する墓地の新設、変更又は廃止については、当該事業計画の認可をもって法律に基づく許可があつたものとみなされるが、墓地の許可基準又は廃止基準に適合するよう事前に当該事業課等との間で整合を図るものとする。

### 第3 申請手続き

#### 1 提出部数について

墓地等の許可申請書については、正副2部提出し、許可書交付時に副本を控えとして申請者に返却する。その他の提出書類については、1部提出とする。

#### 2 提出・添付書類について

申請の種類	新規経営			変更			廃止		
	墓地	納骨堂	火葬場	墓地	納骨堂	火葬場	墓地	納骨堂	火葬場
申請書	注1	注1	○	注1	注1	○	注1	注1	○
別紙1	注2			注2					
別紙2		注2			注2				
別紙3			注2			注2			
法人の規則・寄付行為又は定款の写し	注3	注3		注3	注3		注3	注3	
法人の登記事項証明書	注4	注4		注4	注4		注4	注4	
法人の意思決定をした旨を証明する書類	注5	注5		注5	注5		注5	注5	
位置図									
付近の略図	注6		注6						
敷地の登記事項証明書	注4	注4	注4	注4	注4	注4	注4	注4	注4

公図の写し・求積図	注7	注7	注7	注7	注7	注7	注7	注7	注7
維持管理の方法を明らかにする書類	注8	注8	注8	注8	注8	注8			
収支予算書・その他経営に関する書類	注9	注9	注9	注9	注9	注9			
区域図・施設の配置を明らかにする書類	注10			注10					
断面図（傾斜地に限る。）	注11			注11					
敷地・建物の平面図及び構造を明らかにする書類		注12	注12		注12	注12			
建築確認通知書及び検査済証の写し		注13	注13		注13	注13			
他法令の許認可証等の写し	注14	注14	注14	注14	注14	注14			
許可後所有権を取得できる旨を証する書類	注15			注15					
農業委員会が受け付けた申請書の写し	注16			注16					
墓地等及び墓地予定地の写真									
隣接土地の所有者等の同意に係る書類	注17	注17	注17	注17	注17	注17			
変更の内容を明らかにする書類				注18	注18	注18			
改葬済みであることを証する書類				注19	注19		注19	注19	
変更又は廃止前の許可書の写し				注20	注20	注20	注20	注20	注20
土地所有者の承諾書							注21		
申請者が相続人である旨を証明する書類							注22		
墓地等工事完了届	注23			注23					
墓地等管理者設置届出書	注24	注24	注24	注24	注24	注24			
計画標識に関する書類	注25	注25	注25	注25	注25	注25			
地元説明会に関する書類	注26	注26	注26	注26	注26	注26			

注1 需要見込みについて申請の理由に記載し、許可に当たっての審査資料とすること。

注2 条例第5条、第6条又は第7条に係る当該申請の概要（垣根等の種類、通路の幅員、管理事務所の位置等）を記載すること。

注3 (1) 申請時に原本を提示し、提出する写しには以下のとおり記載し押印すること。

年	月	日
原本と相違ありません。		
住所（所在地）		
氏名（名称及び代表者氏名）	印	

(2) 宗教法人及び公益法人が公益事業として墓地等を経営する場合には、当該法人の規則又は寄付行為中に墓地等経営事業を行うことが明記されていること。  
また、宗教法人にあつては、事前に規則変更が難しい場合は、所轄庁の認証に係る申請書の写しとする。

注4 申請前3ヶ月以内に交付を受けたものとし、正本を提出すること。

注5 (1) 意志決定がなされた会議の日時、場所、規模、資金計画等の議事の内容及び

経過の概要並びにその結果が記載された議事録の写しとする。

(2) 議事録署名人は、出席者（理事、役員等）全員とし、捺印してあること。なお、欠席者・欠員があるときは理由書を添付する。また提出する書類は写しとし、原本証明する。なお、原本証明の方法は法人の規則又は寄附行為と同様とする。

注6 申請地の周囲100メートル以内に水道の水源及び飲用井戸等がない場合は、その旨を記載すること。（墓地及び火葬場に限る。）

注7 申請地及び隣接地の地番、地目、地積及び所有者の住所、氏名が記載されていること。ただし、廃止許可申請にあつては、「公図の写し」の隣接地の地番、地積、及び所有者の住所、氏名並びに「付近の略図」の水道の水源、飲用井戸等の記載は省略できる。

注8 墓地等管理方法説明書（別紙様式1）とし、管理方法等を記載すること。

注9 収支予算書等（別紙様式2-1、2-2）とし、墓地等の経営に係る収入（自己資金、借入金等）と支出（土地取得費、造成費等）についての収支予算を記載すること。

なお、地方公共団体又は大学にあつては、墓地等の経営に関する内容が記載された予算書の写し又は事業の概要書等を添付すること。

注10 墓地等の境界の垣根等、墳墓の区画、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝設備、管理事務所、便所及び駐車場等の位置を平面図に記載するとともに、墓所の面積、区画の数及びその面積、通路の幅員、緑地等を明示すること。また、墓地の平面図については、墓所区画ごとの縦横の寸法を記載し、面積計算書を添付すること。

注11 墓地の申請地が傾斜地の場合は、申請地の断面図を添付すること。

注12 納骨堂及び火葬場にあつては、敷地の平面図、建物の各階平面図、立面図、配置図、構造図を添付すること。なお、建物の面積及び設備等を明示した詳細な設計仕様書等とする。また、管理事務所、休憩所（待合所）、便所及び駐車場等の位置を記載すること。

注13 納骨堂及び火葬場にあつては建築確認通知書及び検査済証の写しを添付すること。なお、通知書等の写しは原本確認した上、本証対照する。ただし、建築確認の必要がない規模の場合は、建築基準法所管課に耐火構造であるか確認をする。

注14 他法令の許認可証等の写しを添付すること。ただし、事前に他法令の許認可等を得ることが困難な場合は当該許認可等に係る申請書の写しとし、地縁による団体の申請にあつては同団体の地方自治法に基づく認可証明書の写しとする。

他法令により許可等を要するものとは、次に掲げるものとし、許可証等の写しは原本確認した上、本証対照する。

- (1) 都市計画法（1ヘクタール以上）許可（法第29条）
- (2) 建築基準法（建築物）建築確認（法第6条）

(3) 国土利用計画法（土地の権利移転等）許可（法第12～25条）

(4) 農地法（農地の場合）農地転用許可（法第4、5条）

注15 墓地等の敷地が申請者の所有地でない場合は、墓地等の経営許可後所有権が取得できる旨を証する書類を添付すること。当該書類とは他法令による許認可証又は申請書等の写しのほか、土地所有者との契約書又は証明書等とする。なお、所有権移転登記が完了後（許可後3ヶ月以内程度）に敷地の登記事項証明書を提出すること。

注16 農地法等による許可等を必要とする場合であって、あらかじめ土地所有権を取得することが困難な場合は、農業委員会（農地面積が4万㎡を超える場合は農林水産省関東農政局）が受け付けた当該申請書の写しを添付すること。

なお、この場合民法による許可がなされ、当該土地の地目変更及び所有権移転が済み次第、速やかに当該敷地の登記事項証明書を提出すること。

注17 隣地土地所有者等の同意書を添付すること。同意書が作成されていない場合は、同意形成を図ったことを示す書類とする。なお、変更許可により墓地の一部を減少する場合は不要とする。

注18 墓地等の区域又は施設の平面図に変更する部分を明記するとともに、経営許可申請の「その区域及び施設等の配置を明らかにする書類」に準じて、墓地等の境界の垣根等、墳墓の区域並びに区画、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝、管理事務所、便所及び駐車場等の位置を平面図に記載すること。また、納骨堂及び火葬場にあつては、その敷地及び建物の平面図等を添付すること。

注19 改葬先の墓地又は納骨堂の管理者が改葬済みであることを証明する改葬済証明書（別紙様式3）とし、改葬証明者は、宗教法人の墓地等の管理者であることを原則とする。ただし、改葬する死体又は焼骨がないことが明らかな場合は、死体又は焼骨がないことを証明する書類とし、次に掲げる項目を遵守すること。

(1) 無縁墳墓の改葬にあつては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（厚生省令）第3条の規定により処理されていること。なお、この場合は、関連書類（官報の写し及び立札の写真）を添付すること。

(2) 個人墓地であつて、墓地として使用された経緯がない場合は、「 家の先祖代々の墓地は、当寺にあり、当該地（ 町 番地）は、過去墓地として使用されたことはありません。」とした宗教法人の証明書を添付すること。

(3) 個人墓地であつて、相当過去にのみ使用された経緯しかない場合は、「申請地 町 番地は、過去、〇〇時代に墓地として使用されていましたが、その後、墓地は当寺に移され、〇〇時代以降は墓地として使用されておらず遺骨も埋葬されていません。」とした宗教法人の証明書を添付すること。

注20 墓地等の変更前の許可書の写し（法第11条又は第26条の規定により許可を受けたものとみなされる墓地等の場合は敷地の登記事項証明書）及び必要に応じて工事完了通知書の写しを添付すること。なお、廃止許可申請にあつては、法第11条



又は第 26 条の規定により許可を受けたものとみなされる墓地等の場合を除く。

注 21 個人墓地の廃止にあつては、先祖より相続してその墓地を使用していた者が申請するものとし、現在の土地所有者と申請者が異なる場合は、土地所有者の承諾を得ること。

注 22 個人墓地の廃止の際、土地が未相続で相続人が複数存在する場合の申請は、代表者を定めて申請者とし、その他の相続人からは、墓地廃止の手続きに関する委任状を添付すること。このときは、相続権者を証明できる書類を添付すること。

注 23 墓地の許可区域を数工区にわたって施行する場合は、その工区ごとに墓地工事完了届を提出すること。なお、条例第 9 条の「墓地等の新設又は変更の工事が完了したとき」とは、墓地の境界の垣根等、墓所の区域、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水設備、管理事務所、便所及び駐車場等が完成し、墓地として使用できる状態となった時点とする。

注 24 別紙様式 25 とする。変更許可申請にあつては、過去に未提出の場合又は変更があつた場合に提出すること。

注 25 設置場所を明示した図面及び記載内容の分かる写真等を添付すること。

注 26 開催日時、場所、出席者数、説明内容及び住民等からの意見申し出に対する協議内容を記載した書類を添付すること。

## 第 4 審査基準

### 1 経営主体

条例第 2 条第 2 号の「経営するために必要な経理的基礎」とは、長期にわたって安定した経営を行うため、収支状況に見合う十分な基本財産を有していることをいい、次の各号により審査する。

(1) 長期的収支見込計画書により、基本財産を取り崩さずに、日常管理に必要な額を賄える運用収入が得られることを確認する。

(2) 収支予算書及び維持管理書類から、永代使用料及び管理料収入が、必要経費を過大に上回るものでないこと。また、墓地等の需要見込みを記載した添付書類との整合を確認すること。

(3) 墓地以外の事業を行う場合には、経理・会計が区分されていること。

### 2 土地

(1) 条例第 3 条の「墓地等の経営に支障がないと認める場合」とは、許可後直ちに所有権を取得できる土地とし、売買予約契約書又は証明書で確認すること。

(2) 墓地のうち墳墓の区画部分は、既に分筆し、確定されていることを公図の写し及び登記事項証明書で確認すること。

(3) 墓地の経営許可審査において、用地が農地法等による許可等を必要とする場合であつて、あらかじめ土地所有権を取得することが困難な場合には、農業委員会（農

地面積が4万㎡を超える場合は農林水産省関東農政局)が受け付けた当該申請書の写しを添付する規定になっていることから、許可にあたっては、農業委員会(農地面積が4万㎡を超える場合は農林水産省関東農政局)との間で整合を図ること。

- (4) 変更許可申請にあつては、既に許可を受けている部分については、墓地登記されていることを公図の写し及び敷地の登記事項証明書で確認すること。

### 3 設置基準

- (1) 規則第5条第1項の「市長がやむを得ない事情があると認めるとき」とは、死体の埋葬及び焼骨の埋蔵をせず、墳墓内に焼骨のみを収蔵することが明らかな墓地とする。なお、この場合、焼骨のみを収蔵する旨の誓約書を添付させること。
- (2) 墓地及び火葬場の設置場所における「災害危険区域」については建築基準法所管課、「土砂災害特別警戒区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」については土砂災害防止対策の推進に関する法律所管課及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律所管課にて確認すること。また、「地すべり防止区域」については、地すべり等防止法所管課の「静岡県地域防災計画」により確認すること。

### 4 構造基準

墓地	<p>(1) 条例第5条第1号の「垣根等」とは、墓地内に動物や人が容易に出入りできないようにするために密生した樹木又はブロック塀等の構造とし、「市長が必要がないと認める場合」とは、山間地等において周囲が木々で囲まれている場合等をいう。</p> <p>(2) 第2号の通路において「市長が墓参に支障がないと認める場合」とは、個々の焼骨を収蔵する区画(小区画)は存在するものの、個々の墳墓に墓参することができない構造であつて、いわゆる「合葬墓」として認められる場合をいう。</p> <p>(3) 第3号において、「市長が公衆衛生上支障がないと認める場合」とは、墓地区域に近接して利用できるごみ処理設備や給水設備がある場合、又は斜面等で適当な勾配があり排水が滞留しない場合をいう。</p> <p>(4) 第4号において、「市長が周囲の状況により必要がないと認める場合」とは、墓地区域に近接して利用できる管理事務所若しくは寺院の便所があり、市街地の墓地で参拝者が自動車以外の交通機関を利用できるため駐車場が必要でない場合をいう。</p>
納骨堂	<p>(1) 条例第6条第1号の「耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号に規定する鉄筋コンクリート、レンガ等の構造とする。納骨堂の耐火構造については、申請のあつた都度、建築基準法所管課に確認すること。「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、引き取り手のない焼骨をやむを得ず寺の本堂等の一部を納骨堂として収蔵する場合等をいう。なお、この</p>

	<p>場合、添付された引き取り手ない焼骨を収蔵せざるを得ない理由書及び新たに他人の委託を受けて焼骨の収蔵をしない旨の誓約書により妥当性を確認すること。</p> <p>(2) 第4号の「市長が周囲の状況により必要がないと認める場合」とは、納骨堂に近接して利用できる管理事務所、休憩所及び便所がある場合、又は市街地の墓地で参拝者が自動車以外の交通機関を利用できるため駐車場が必要でない場合をいう。</p>
火葬場	<p>(1) 条例第7条第1号の「周辺の景観と調和した垣根等」とは、火葬場の敷地を明確にし、周辺の景観との調和を図り、及び火葬炉を有する建物の内部を容易に見通すことができないようにするための樹木又はブロック塀等とする。</p> <p>(2) 第2号の「防臭及び防じんについて十分な能力を有する」とは、排ガスにより周辺の環境に影響を与えないための排ガス処理装置を備えた構造とする。</p>

## 第5 現地調査

### 1 許可申請による現地調査

墓地等の許可申請があった場合、現地及び構造設備等を調査し、当該申請地等が規則に基づく許可基準に適合していることを確認する。また改葬を必要とした場合には、併せて、墓地の死体若しくは焼骨又は納骨堂の焼骨が改葬されていることを確認する。

## 第6 許可書及び不許可通知書

### 1 墓地等の許可書及び不許可通知書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 墓地経営許可書（別紙様式5）
- (2) 墓地の経営について（不許可）（別紙様式6）
- (3) 納骨堂経営許可書（別紙様式7）
- (4) 納骨堂の経営について（不許可）（別紙様式8）
- (5) 火葬場経営許可書（別紙様式9）
- (6) 火葬場の経営について（不許可）（別紙様式10）
- (7) 墓地変更許可書（別紙様式11）
- (8) 墓地の変更について（不許可）（別紙様式12）
- (9) 納骨堂変更許可書（別紙様式13）
- (10) 納骨堂の変更について（不許可）（別紙様式14）
- (11) 火葬場変更許可書（別紙様式15）
- (12) 火葬場の変更について（不許可）（別紙様式16）
- (13) 墓地廃止許可書（別紙様式17）

- (14) 墓地の廃止について（不許可）（別紙様式 18）
- (15) 納骨堂廃止許可書（別紙様式 19）
- (16) 納骨堂の廃止について（不許可）（別紙様式 20）
- (17) 火葬場廃止許可書（別紙様式 21）
- (18) 火葬場の廃止について（不許可）（別紙様式 22）

## 2 記載事項

- (1) 土地の登記面積（地積）と実測面積が異なる場合は、実測面積を（ ）書きし、許可書の欄外に（ ）内は実測面積である旨の記載をすること。
- (2) 所在地の記載は、敷地の登記事項証明書記載どおりとし、ハイフン等の略記をしないこと。

## 3 許可書交付時指導

許可書の交付にあたっては、次のとおり文書により指導する。

墓地等許可書の交付にあたっての注意事項
---------------------

法務局にて地目の変更登記を行い、速やかに変更後の敷地の登記事項証明書を、許可書を受領した時と同じ窓口提出して下さい。
--

なお、上記登記事項証明書は、原本対照した写し又は登記完了証の写しでも可とする。

## 第7 許可後指導

- 1 法施行規則第6条から第8条の墓地等管理者の備えるべき書類について指導をする。
- 2 法第18条第1項の規定により、許可後の経営状況把握のため、必要に応じて報告を求めるものとする。また、名義貸しが行われていないこと、中長期的見通しが適切であること、過度の負債を抱えていないこと等、許可の際の条件が守られていることを必要に応じ財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びその他財務に関する書類等で確認する。
- 3 墓地等工事完了届の提出を指示する。

## 第8 完了届による現地検査

- 1 墓地の工事完了届があった場合は、現地調査により、当該工事が申請どおりに施工され、かつ規則に基づく基準に適合していることを確認する。
- 2 上記検査の結果、基準に適合すると認めるときは、工事完了検査確認通知書（別紙様式4）を届出者に交付する。ただし、土地の形状等のやむを得ない事由により墓地の区域内での変更があったときは、適切な指導のうえ、墓地等工事完了届に変更の理由を記した書類及び変更図面を添付させる。

## 第9 証明

- 1 許可書の紛失等により、許可の証明書の交付を必要とする場合は、墓地等許可証明願（別紙様式23）により申請するものとし、証明書の様式は（別紙様式24）のとおりとする。
- 2 証明の取扱いは、以下のとおりとする。
  - (1) 県知事許可分については、平成8年3月の事務の引継ぎにより引継いだ「墓地等の経営の許可等申請書」により確認ができる場合のみの対応とする。なお、確認できないものについては、証明書の交付はしないものとする。
  - (2) 証明事項は、許可書（写し）の記載事項のみとする。
  - (3) 住所等が許可時と変更されている場合は、住所等変更届を受理した後に証明するものとする。なお、この場合は、年月日付け変更届により住所変更された旨を記載させる。

#### 第10 墓地等利用の広告

事業型墓地等において、広告により利用者を募集する場合、責任の所在を明らかにし、信頼性を確保するため、広告等には次の内容を明記するよう指導する。

- (1) 墓地等の名称及び所在地
- (2) 墓地等の経営主体の名称及び住所
- (3) 経営許可に係る許可年月日及び許可番号（変更許可を受けた場合にあっては、経営許可に係る許可年月日及び許可番号並びに変更許可に係る許可年月日及び許可番号）

#### 附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月22日から施行する。

別紙様式 1

(その1)

管理方法の説明書(墓地)

項 目	内 容			
墓地管理者	住所		氏名	
墓地の清掃及び清潔保持の方法				
永代使用料の徴収方法及びその金額				
管理料の徴収方法及びその金額				
使用者の権利取得の方法				
使用者の権利の変更、消滅の方法				

(その2)

管理方法の説明書(納骨堂)

項 目	内 容			
納骨堂管理者	住所		氏名	
納骨堂の清掃及び清潔保持の方法				
使用料の徴収方法及びその金額				
管理料の徴収方法及びその金額				
使用者の権利取得の方法				
使用者の権利の変更、消滅の方法				

(その3)

管理方法の説明書(火葬場)

項 目	内 容		
火葬場管理者	住所		氏名
火葬場の清掃及び清潔保持の方法			
火葬料の徴収方法及びその金額			
火葬炉等の機械管理の方法			

## 収支予算書

## 1 収入の部

区 分	予算額	備 考
	円	
	円	
計	円	

## 2 支出の部

区 分	予算額	備 考
	円	
	円	
計	円	

## 3 収入と支出との差(円)



## 資金計画書

(単位：円)

			年	年	年	年	年
収 入	借入れ金						
	自己資金						
	永代使用料						
	管理費						
支 出	用地費						
	建築費						
	造成費						
	設計費						
	予備費						
	広告費						
	園内整備費						
	予備費 (修繕積立費等)						
	管理費						
返 済 計 画	返済						
	利息						
	残額						
差 額	毎年度毎の差額 (収入 支出 返済)						
	繰越残高(収入 支出 返済 +前年度繰越分)						

別紙様式 3

年 月 日

住所（所在地）

（改葬先の墓地又は納骨堂の管理者）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

改葬済証明書

次のとおり改葬したことを証明します。

改葬元	墓地又は納骨堂の名称	
	墓地又は納骨堂の所在地	
	改葬した死体又は焼骨の数	
改葬先	墓地又は納骨堂の名称	
	墓地又は納骨堂の所在地	
	改葬した死体又は焼骨の数	
改葬した年月日		年 月 日

別紙様式 4

浜 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地工事完了検査確認通知書

年 月 日付けで工事完了の届け出のあった墓地については、浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定による検査の結果、同条例第 5 条の基準に適合すると認めるので、次のとおり通知します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地及び面積
- 3 許可年月日
- 4 許可番号

別紙様式 5

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地経営許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

1 墓地の名称

2 墓地の所在地及び面積

所在地	面積
	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>

3 区画数

別紙様式 6

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地の経営について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地及び面積

所在地	面積
	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>

- 3 区画数
- 4 不許可の理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 7

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

納骨堂経営許可書

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

1 名称

2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$

3 建築構造造階建て

4 建築面積  $m^2$

5 延べ床面積  $m^2$

6 焼骨の収蔵数体

別紙様式 8

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 納骨堂の経営について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$
- 3 建築構造造階建て
- 4 建築面積  $m^2$
- 5 延べ床面積  $m^2$
- 6 焼骨の収蔵数体
- 7 不許可の理由

### 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 9

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 火葬場経営許可書

年 月 日付けで申請のあった火葬場の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により次のとおり許可します。

1 名称

2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$

3 建築構造造階建て

4 建築面積 $m^2$

5 延べ床面積 $m^2$

6 火葬炉の数基



別紙様式 10

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 火葬場の経営について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった火葬場の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$
- 3 建築構造造階建て
- 4 建築面積  $m^2$
- 5 延べ床面積  $m^2$
- 6 火葬炉の数基
- 7 不許可の理由

### 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 1 1

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地変更許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地、面積及び区画数

所在地	面積及び区画数			
	変更前	増加	減少	変更後
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
区画数	区画	区画	区画	区画

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長

印

## 墓地の変更について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった墓地の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地、面積及び区画数

所在地	面積及び区画数			
	変更前	増加	減少	変更後
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
区画数	区画	区画	区画	区画

- 3 不許可の理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 13

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

納骨堂変更許可書

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

名称		
	変更前	変更後
所在地及び面積	所在地面積 m <sup>2</sup>	所在地面積 m <sup>2</sup>
建築構造	造 階建て	造 階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
焼骨の収蔵数	体	体

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長

印

## 納骨堂の変更について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

名称		
	変更前	変更後
所在地及び面積	所在地面積 m <sup>2</sup>	所在地面積 m <sup>2</sup>
建築構造	造 階建て	造 階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
焼骨の収蔵数	体	体

## 不許可の理由

## 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 15

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

火葬場変更許可書

年 月 日付けで申請のあった火葬場の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

名称		
	変更前	変更後
所在地及び面積	所在地面積 m <sup>2</sup>	所在地面積 m <sup>2</sup>
建築構造	造 階建て	造 階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
火葬炉の数	基	基

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

## 火葬場の変更について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった火葬場の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

名称		
	変更前	変更後
所在地及び面積	所在地面積 m <sup>2</sup>	所在地面積 m <sup>2</sup>
建築構造	造 階建て	造 階建て
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
火葬炉の数	基	基

不許可の理由

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 17

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

1 墓地の名称

2 墓地の所在地及び面積

所在地	許可済の面積	廃止面積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>



第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

## 墓地の廃止について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地及び面積

所在地	許可済の面積	廃止面積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- 3 不許可の理由

## 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 19

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

納骨堂廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により次のとおり許可します。

1 名称

2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$

3 建築構造造階建て

4 建築面積 $m^2$

5 延べ床面積 $m^2$

6 焼骨の収蔵数体

別紙様式 2 0

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 納骨堂の廃止について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$
- 3 建築構造造階建て
- 4 建築面積  $m^2$
- 5 延べ床面積  $m^2$
- 6 焼骨の収蔵数体
- 7 不許可の理由

### 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 2 1

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 火葬場廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$
- 3 建築構造造階建て
- 4 建築面積 $m^2$
- 5 延べ床面積 $m^2$
- 6 火葬炉の数基

別紙様式 2 2

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

### 火葬場の廃止について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積所在地面積  $m^2$
- 3 建築構造造階建て
- 4 建築面積  $m^2$
- 5 延べ床面積  $m^2$
- 6 火葬炉の数基
- 7 不許可の理由

#### 教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 23

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

墓地等の経営者

氏名(名称及び代表者氏名)

墓地等許可証明願

墓地、埋葬等に関する法律第10条 第1項 墓地  
第2項 の規定に基づき、次のとおり 納骨堂 の  
火葬場

許可がされていることを証明願います。

- 1 墓地等の名称
- 2 経営者の住所及び氏名
- 3 許可年月日及び許可番号
- 4 許可の区分経営許可・変更許可・廃止許可
- 5 所在地及び面積(敷地面積)

別紙様式 24

浜 証第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

墓地等許可証明書

墓地、埋葬等に関する法律第10条 第1項 墓地  
第2項 の規定に基づき、次のとおり 納骨堂 の  
火葬場

許可がされていることを証明します。

- 1 墓地等の名称
- 2 経営者の住所及び氏名
- 3 許可年月日及び許可番号
- 4 許可の区分経営許可・変更許可・廃止許可
- 5 所在地及び面積（敷地面積）

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

印

(氏名(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。))

墓地等管理者設置届出書

墓地、埋葬等に関する法律第 1 2 条の規定により届け出ます。

墓地等	名称	
	所在地	
	種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
管理者	本籍	
	住所	
	氏名	

管理者は自然人であること。